

<標準様式第 1-5> 個人情報ファイル簿(単票)(地方公共団体の機関及び地方独立行政法人)

個人情報ファイルの名称	人間ドック費用助成事業情報ファイル	
行政機関等の名称	大阪府後期高齢者医療広域連合	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	給付課	
個人情報ファイルの利用目的	被保険者の健康の保持増進のために必要な事業(高齢者の医療の確保に関する法律第 125 条等)として、人間ドック費用助成の審査・支払に関する事務を後期高齢者医療広域連合電算処理システム、証発行状況管理システム等を用いて行う上で、被保険者の資格情報や検査結果等の個人情報ファイルを管理する必要があるため。	
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 年齢、4 性別、5 住所、6 郵便番号、7 電話番号、8 保険者番号、9 被保険者番号、10 送付先郵便番号、11 送付先住所、12 送付先氏名、13 受診年月日、14 受診医療機関、15 申請年月日、16 支給額、17 支出年月日、18 振込先口座情報、19 受診券整理番号、20 人間ドック受診結果	
記録範囲	・ 被保険者(※)のうち、人間ドック費用助成を申請した者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第 50 条から第 55 条に基づく被保険者	
記録情報の収集方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市区町村の窓口業務担当部署が市区町村内の他の部署から収集(住民基本台帳法第 1 条)し、当該情報を構成市区町村の窓口業務担当部署から専用線により当組織が収集(高齢者の医療の確保に関する法律第 48 条、第 138 条、地方自治法第 292 条)する。 ・ 構成市区町村の窓口業務担当部署が人間ドック費用助成申請者から収集し、当該情報を構成市区町村の窓口業務担当部署から当組織が収集する。 	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成市区町村(人間ドック費用助成申請の受付、窓口業務を実施) ・ 大阪府国民健康保険団体連合会(「特定健診システム」、「国保データベース」での利用) ・ 金融機関(人間ドック費用助成の口座振込みでの利用) ・ 「人間ドック費用助成に係る資料点検等業務」に関する委託業者 	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 大阪府後期高齢者医療広域連合 総務企画課	
	(所在地) 〒540-0028 大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通FNビル8階	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	-	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 1 号(電算処理ファイル) 政令第 21 条第 7 項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第 60 条第 2 項第 2 号(マニュアル処理ファイル)

行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない
備考	—